

# 第1節 目的等

## 第1 計画の目的

田尻町地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び町域内の公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、本町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し連携を図るものとする。

## 第2 計画の構成

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策から成る。

## 第3 災害の想定

### 1. 想定災害

この計画の作成にあたっては、本町の地域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、本町において発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- |                |           |              |           |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| 1. 地震災害        | 2. 津波災害   | 3. 風水害       | 4. 海上災害   |
| 5. 航空災害        | 6. 鉄道災害   | 7. 道路災害      | 8. 危険物等災害 |
| 9. 高層建築物・市街地災害 | 10. 原子力災害 | 11. その他（竜巻等） |           |

### 2. 地震被害想定

活断層による内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

なお、本数値については、府が実施した被害想定調査結果のうち田尻町域における被害数値を参考にしたものである。

〔周辺活断層の位置図：資料編「資料12-2」〕

●想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%の風速8.7m/s

		上町 断層帯地震A	上町 断層帯地震B	生駒 断層帯地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
地震の規模		マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.7～8.1	マグニチュード 9.0～9.1
		震度 5強	震度 5強～6弱	震度 4以下～5弱以下	震度 4以下～5弱以下	震度 6弱～6強	震度 5強～6弱
建物全半壊 棟数	全壊	12棟	43棟	0	0	466棟	72棟
	半壊	30棟	94棟	0	0	504棟	567棟
出火件数		0	0	0	0	0	0
津波の規模		—	—	—	—	—	3.3m
死傷者数	死者	0	0	0	0	3人	45人
	負傷者	6人	19人	0	0	95人	160人
罹災者数		112人	363人	0	0	2,579人	2,447人
避難所生活者数		33人	106人	0	0	748人	1,617人
ライフライン	停電	0	84軒	0	0	3,243軒	1,220軒
	ガス供給停止	0	1,000戸	0	0	1,000戸	37戸
	水道断水	1,000人	3,000人	0	0	4,000人	8,452人
	電話不通	69回線	69回線	7回線	0	932回線	1,000回線

注1：電気供給軒数、ガス供給停止戸数及び電話回線は、事業所を含む。

## 第2節 町域の概要

### 第1 地理的条件

#### 1. 位置

本町は、大阪都心部から約40kmの距離にあり、北西部は大阪湾に面し、東部を泉佐野市、南部を泉南市に隣接しており、大阪府の南部に位置している。

●役場の緯度、経度等は、次のとおりである。

北緯 34° 23' 30”

東経 135° 17' 22”

#### 2. 面積

町の面積は、5.62km<sup>2</sup>である。（内3.27km<sup>2</sup>は関西国際空港面積である。）

#### 3. 地勢

町の地形は、西北から埋立地・海岸平野・河岸段丘に区分され、ほとんどが平野部であり、南に樫井川が流れ、中央部には田尻川が流れ共に大阪湾に注いでいる。

また、大阪湾の5km沖合に位置する関西国際空港の一部も含まれている。

### 第2 気象

町の気象は、瀬戸内海気候区の東の端に位置し、比較的雨量の少ない部に属し、平均気温は16℃前後、平均風速は3m/s前後、年間降水量平均は1,000mm前後で、温暖な気候である。

### 第3 社会的条件

昭和45年10月1日現在で8,382人であった人口は、昭和40年代後半からの繊維産業の衰退により、昭和62年3月31日現在7,306人、平成6年3月31日現在6,490人と、減少を続けてきたが、平成6年の関西国際空港開港以降、徐々にではあるが増加傾向へと推移してきた。また、近年、かつての紡績工場跡地の住宅開発により人口増加が図られた。

平成27年3月1日現在の人口は、8,459人である。

## 第3節 防災の基本方針

町において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、町域に甚大な被害をもたらす恐れが明らかになったことから、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の大規模災害による教訓を踏まえ、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた「多重防御」による減災を目指す。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を町における基本方針として、町域における災害対策を進めることとする。

## 第4節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

### 第1 防災関係機関の基本的責務

#### 1. 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、町の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 2. 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び府の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4. 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び府の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 第2 防災関係機関の業務大綱

#### 1. 町

##### (1) 各部等共通

- 所管施設の防災対策及び訓練に関すること
- 所管施設等の被害状況の報告に関すること

- 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
- 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること
- 下記の個別事務分掌以外の事務で、田尻町事務分掌規則の規定により所掌する事務

(2) 防災担当課

- 防災対策の総合調整に関すること
- 防災会議に関すること
- 災害対策本部等防災対策組織の調整に関すること
- 災害救助法に関すること
- 防災関係機関との連絡・調整に関すること
- 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- 防災行政無線の維持及び非常・緊急通信に関すること
- 防災に係る啓発・訓練に関すること
- 自主防災組織の育成に関すること
- 避難所の開設及び管理運営に係るに係る指導・取りまとめに関すること
- 大阪府・自衛隊・市町村等への派遣要請及び応援等に関すること
- 災害時の職員の動員及び調整に関すること
- 災害状況等の取りまとめに関すること

(3) 総務部

- 車両の確保に関すること
- 災害対策の予算に関すること
- 災害時における職員の服務に関すること
- 大阪府及び国への緊急要望に関すること
- 報道関係機関との連絡調整に関すること
- 災害に関する住民相談に関すること

(4) 民生部

- 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- 日本赤十字社及び社会福祉施設等との連絡調整に関すること
- 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関すること
- ボランティアの受入れ及び活動の調整に関すること
- 災害弔慰金等に関すること
- 保健所及び医療機関等との連絡調整に関すること
- 医薬品等の調達に関すること
- 災害時における医療体制及び応急医療に関すること
- 被災者の健康管理に関すること

(5) 住民部

- 家屋、土地、設備等の被害調査及び罹災証明の発行に関すること
- 町税の減免に関すること
- 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること

- 防疫活動に関すること
- 遺体の収容及び埋葬に関すること
- 廃棄物の処理に関すること
- し尿・塵芥の処理に関すること
- 仮設トイレの設置及び管理に関すること
- 災害時の動物救護・愛護に関すること

(6) 事業部

- 応急復旧資機材の調達等に関すること
- 市街地の整備計画及び防災空間に関すること
- 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- 建築物の耐震化、防火及び安全化に関すること
- 建築物等の応急危険度判定に関すること
- 水防活動に関すること
- 河川及び水路の水害防止に関すること
- 土砂災害の防止及び応急対策に関すること
- 応急仮設住宅に関すること
- 道路等の障害物の除去に関すること
- 災害復興計画に係る都市計画に関すること。
- 商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること
- 農林関係の被害調査及び復旧支援に関すること
- ため池等の災害予防及び応急修理に関すること
- 水利組合その他関係機関との連絡調整に関すること
- 上水道施設の防災対策に関すること
- 大阪府広域水道企業団との連絡調整に関すること
- 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 上水道の広域応援要請に関すること
- 給水活動に関すること
- 下水道施設の防災対策に関すること
- 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること

(7) 会計課

- 町の災害復旧資金計画に関すること
- 災害関係費の経理に関すること
- 義援金品及び見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること

(8) 議会事務局

- 町議会議員との連絡調整に関すること

(9) 教育委員会

- 所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること
- 防災教育の実施に関すること
- 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関すること

- 被災園児、児童及び生徒の就学援助に関すること
- 災害時の児童、生徒の避難誘導計画及び臨時休業、授業短縮等の措置に関すること
- 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること
- 災害時の応急教育に関すること

## 2. 泉州南消防組合

- 火災予防対策に関すること
- 消防力の充実強化に関すること
- 消防資器材等の点検及び整備に関すること
- 消火、救急、救助活動に関すること
- 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- 災害情報等の収集及び広報に関すること
- 広域消防応援等の要請・受入れに関すること
- 被害状況の調査、集計及び報告に関すること
- 災害対策本部との情報連絡に関すること

## 3. 田尻町消防団

- 消防、水防等訓練及び資機材等の点検に関すること
- 消防、水防等災害時の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること
- 被災者の救出及び救助活動に関すること

## 4. 大阪府

### (1) 大阪府政策企画部危機管理室

- 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関すること

### (2) 大阪府岸和田土木事務所

- 大阪府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防予警報の伝達に関すること

### (3) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ため池等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指導に関すること

### (4) 大阪府港湾局阪南港湾事務所

- 大阪府直轄港湾施設の災害予防、保全管理、災害応急対策及び復旧対策に関すること

### (5) 大阪府環境農林水産部水産課

- 漁港施設の管理、災害予防、災害応急対策及び復旧対策に関すること

### (6) 大阪府泉佐野保健所

- 災害時における保健衛生の活動に関すること
- 地域災害医療本部設置に関すること

## 5. 大阪府警察（泉佐野警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること



- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（見分）等の措置に関する事
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- 災害資機材の整備に関する事

## 6. 指定地方行政機関

### (1) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関する事
- 防災知識の普及・啓発に関する事
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等に関する事

### (2) 近畿農政局（大阪地域センター）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関する事

### (3) 第5管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

- 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
- 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関する事
- 危険物積載船舶等の災害予防対策に関する事
- 海難救助体制の整備に関する事
- 海上交通の制限に関する事
- 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- 海難の救助及び危険物等の海上輸送に関する事
- 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- 海上交通の安全確保及び海上の治安維持に関する事
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

### (4) 岸和田労働基準監督署

- 事業場等の災害防止のための指導監督に関する事
- 産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事
- 労働者の業務上の災害補償保険に関する事

### (5) 泉佐野公共職業安定所

- 災害時における労働力の確保に関する事
- 雇用保険の失業等給付に関する事

### (6) 近畿地方整備局（大阪国道事務所南大阪維持出張所）

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- 直轄公共土木施設の復旧に関する事
- 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関する事
- 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関する事

7. 自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 本町をはじめ府その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
- 緊急時環境放射能モニタリングの支援に関すること

8. 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社（近畿支店）

- 災害時における郵政業務及び窓口業務の確保に関すること
- 災害時における郵政事業に係る災害特別事務の取扱い及び救護対策に関すること

(2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 津波・気象情報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信の確保に関すること
- 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること

(3) KDDI株式会社（関西総支社）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 津波・気象情報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信の確保に関すること
- 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

(4) 日本赤十字社（大阪府支部）

- 災害医療体制の整備に関すること
- 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- 救助物資の備蓄に関すること

(5) 大阪ガス株式会社（導管事業部南部導管部）

- ガス施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(6) 関西電力株式会社（岸和田営業所）

- 電力施設の整備と防災管理に関すること

- 災害時における電力による二次災害防止に関すること
- 災害時における電力の供給確保に関すること
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(7) 新関西国際空港株式会社

- 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- 災害時における輸送確保に協力すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(8) 南海電気鉄道株式会社

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 大阪広域水道企業団

- 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること
- 水道用水・工業用水道の被害情報に関すること
- 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること
- 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること
- 応急給水及び応急復旧に関すること
- 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること

(10) 田尻町土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
- 農地及び農業用施設の被害調査に関すること
- 湛水防除活動に関すること
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること

9. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること
- 負傷者に対する医療活動に関すること

(2) 大阪泉州農業協同組合

- 町が実施する被害調査の補助に関すること
- 農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付に関すること
- 防災営農対策の推進に対する協力及び防災施設等の維持管理に関すること

(3) 田尻漁業協同組合

- 町が実施する被害調査の協力に関すること
- 災害時における気象予警報等の伝達と対策に関すること

(4) 田尻町社会福祉協議会

- 災害時における福祉に関すること
- ボランティアの防災活動支援に関すること

(5) 自主防災組織

- 地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火、被災者の救出援護、その他の応急措置の補助に関すること

(6) 地区会、婦人会等

- 避難者に対する各種情報の連絡、支援その他応急措置の補助に関すること

(7) その他公共的活動を営むもの

- 町の実施する防災活動について公共的業務に応じた協力に関すること

## 第5節 住民・事業所の基本的責務

### 第1 住民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品・飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

### 第2 事業者の基本的責務

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

## 第6節 地域防災計画の修正

この地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは田尻町防災会議に諮り修正するものとする。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

1. 町防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
2. 町防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第5項の規定により大阪府知事に報告する。
3. 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
4. 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。

## 〔注 記〕

本計画における用語について

計画中で使用する用語	用語の意義
住民	町域に住所を有する者、他市町から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等を含める。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
関西広域連合	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
防災関係機関	国、府、町、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、町域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
ライフライン	上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
原子力事業者等	原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。